

民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第三十九号

民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成二十六年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

表徳島市の項中「五一九人」を「五二三人」に改め、同表鳴門市の項中「一四四人」を「二四五人」に改め、同表阿南市の項中「二〇一人」を「二〇二人」に改め、同表吉野川市の項中「一一六人」を「一二三人」に改め、同表美馬市の項中「二一五人」を「二一三人」に改め、同表美馬郡つるぎ町の項中「四八人」を「四七人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。